

ワインの認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された農産物を主原料として、県内で製造した「ワイン」について適用する。

(定義)

第2 この基準において「ワイン」とは、「酒税法」（昭和28年2月28日法律第6号）に定める果実酒類に適合しているものであること。

(品質及び品質表示)

第3 ワインの品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準及び「酒税法」（昭和28年2月28日法律第6号）の表示基準等、酒類の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	原 材	食品添加物以外の原材料
	質 料	食品添加物

1 使用する果実は、栃木県内で生産されたものであること。
2 ぶどう糖、しょ糖、若しくは果糖ぶどう糖液糖。

酸化防止剤（亜硫酸塩）以外の食品添加物は使用していないこと

(関係法令の遵守)

第4 ワインの製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成16年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。